

○飯塚市養育費保証促進補助金交付要綱

令和2年3月27日

飯塚市告示第79号

(趣旨)

第1条 この告示は、ひとり親等(配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。)の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、養育費保証契約に要する費用を補助することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 飯塚市養育費保証促進補助金(以下「補助金」という。)の交付対象者は、飯塚市内に居住し、交付申請時において、ひとり親等であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けており、又は同様の所得水準にある者
- (2) 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- (3) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (4) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者(令和2年4月1日以後に契約を締結したものに限る。)
- (5) 過去に補助金を交付されていない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費(次条において「補助対象経費」という。)は、保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用(次項において「保証料」という。)とする。

2 補助金の額は、保証料の額又は5万円のいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、市長に養育費保証促進補助金交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) ひとり親等及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

- (2) ひとり親等に係る児童扶養手当証書の写し(ひとり親等が児童扶養手当受給者の場合に限る。)又はひとり親等の前年(1月から5月までの間に申請する場合は、前々年)の所得の額、扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書をいう。)及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
- (3) 補助対象経費の領収書又はクレジット契約証明書
- (4) 養育費の取決めをした文書(債務名義化したものに限る。)
- (5) 保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間が1年以上のものに限る。)
- (6) その他市長が必要と認めるもの
(交付決定通知)

第5条 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、申請者に対し、養育費保証促進補助金(交付・不交付)決定通知書により通知するものとする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。